

○南空知公衆衛生組合職員の管理職手当支給に関する規則

〔平成3年12月24日〕
規則第6号

改正 平成 5年12月22日規則第4号 平成20年 4月18日規則第3号
令和 5年 3月27日規則第8号

（目的）

第1条 この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第15条の2の規定に基づき、管理職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（支給の範囲）

第2条 給与条例第15条の2第1項の規定により規則で指定する職は、課長、課長補佐及び所長の職とする。

（支給）

第3条 前条の規定する職にある職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 課長 40,000円
- (2) 課長補佐及び所長 30,000円

2 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号の一に該当する場合は、管理職手当は支給することが出来ない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 研修中の場合
- (3) 勤務しなかった場合（給与条例第8条第1項の場合及び公務上負傷し、又は疾病にかかり給与条例第12条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）

（給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第4条 給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の管理職手当支給に関する規則）

50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成5年12月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月18日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日規則第8号）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。